

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	廃棄物処理建屋の中央操作室において、当該建屋地下1階にある機器ドレンサンプ内の水位の上昇を示す「地下貯蔵設備機器ドレンサンプ液位高」の警報発生が認められ現場を確認したところ、当該サンプから溢れたことによる水たまりを確認した。今後、漏えいの原因について調査。	A	5月30日公表済 (PDF112KB)

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン主要弁点検修理作業において、弁交換部品の一部に納期遅延が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	原子保護系インターロック機能検査（運2）において、検査要領書の一部に記載漏れが認められたため、当該要領書を改訂後、検査を再開	D	
3	2号機	高圧復水ポンプ室局所空調機（HVH2-22）のフィルタにおいて、汚れの付着が認められたため、当該フィルタを交換	D	
4	2号機	タービン補機冷却系熱交換器室局所空調機のフィルタにおいて、汚れの付着が認められたため、当該フィルタを交換	D	
5	3号機	所内ボイラ点検時、煙道内面の目視検査を行った結果、金属ダクトに腐食孔が認められたため、当該部を修理	D	
6	6号機	屋外排気筒北側の不活性ガス系配管バルブピット内において、ドレン配管の詰まりによる雨水の水溜まり及び配管の一部に腐食が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	6号機	配管トレンチ（原子炉建屋大物搬入口西側）のコンクリートハッチ部において、シール材の剥がれが認められたため、当該シール部を点検・修理	D	
8	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1）ボール循環ポンプ吸込み圧力計の点検時、指示値に精度外が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
9	その他	海生物焼却設備脱臭炉重油バーナ入口フレキシブルホースにおいて、重油の漏れ（微量）が認められたため、当該ホースを点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで